

＼登録は生涯に1度だけ！／
犬の登録について

越前市 犬の鑑札



犬の鑑札は、登録番号及び自治体名の入った金属製プレートで、犬を取得してから30日以内（※1）に登録申請して交付を受け、犬に装着することが法律で義務付けられています。

なお、鑑札を紛失された場合は、再交付の申請をする必要があります。

また、他の自治体で登録済みの犬を連れて転入された場合は、越前市で犬の異動届を提出し、転入前自治体で交付された鑑札を越前市のものと交換する必要があります。

※1 生後90日以内の犬については、生後90日を経過した日から30日以内

★マイクロチップを装着している場合は、国の指定登録機関に登録申請してください。